

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年8月12日（平成28年（行個）諮問第131号）

答申日：平成29年9月4日（平成29年度（行個）答申第88号）

事件名：本人の厚生年金保険に係る審査請求に関して保有する文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「本人の厚生年金保険に係る審査請求書に関し保有する個人情報全部。但し、以下を除く。①既に（特定文書番号）にて開示されたもの。②厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（特定期間分）③厚生年金保険被保険者賞与支払届（特定期間分）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の5欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、近畿厚生局長（以下「処分庁」という。）が、平成28年3月17日付け近厚発0317第37号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア はじめに

原処分は一部不開示とするが、そもそも不開示とする必要がない。また、原処分の示す理由は、失当であり、さらには、申請を拒否する処分に付すべき理由としては不十分なものである。そして、一部不開示とすることは、そもそも、審査請求人の意見を述べる権利等の侵害であり、また、公平とはいえない。

よって、原処分は、取消しを免れず、全部開示されなければならない。

イ 原処分の「不開示とした部分とその理由」について

原処分は、「不開示とした部分とその理由」を次のとおりとする。

「日本年金機構職員氏名については、審査請求人以外の個人に関する情報であって、法14条2号に該当し、かつ、同号ただし書きイないしハのいずれにも該当しないため不開示とした。

また、開示する当該文書の各印影、日本年金機構の一部の連絡先、その他法人に関する情報であって、開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報については、法14条3号イまたは同法14条7号に該当するため不開示とした。」

ウ 開示を求める不開示情報

本審査請求において開示を求める不開示情報（以下「本件不開示情報」という。）は、下記（ア）ないし（ウ）の表に記載した符号①ないし④の各文書における不開示情報である。なお、例えば、符号①の文書を「文書①」といい、その他の符号の文書も、この例と同様とする。

（ア）近畿厚生局社会保険審査官からの文書

近畿厚生局社会保険審査官（以下、第2の2において「審査官」という。）が、日本年金機構（宛名は、「日本年金機構近畿ブロック本部長」又は特定法人A（宛名は、「特定法人A代表取締役B」）へ宛て発信した次の各文書（但し、添付文書を含む）。なお、下表において、「機構」は日本年金機構を示す。

符号	宛先	日付	種別・発 翰番号	表題	備考
①	機構	平成27 年10月 28日	近厚審発 1028 第37号	審査請求に係 る資料の提出 について（依 頼）	
②	特定 法人 A	同年11 月9日	同110 9第29 号	同上	
③	機構	同月18 日	同111 8第21 号	同上	
④	特定 法人 A	同月30 日	同113 0第30 号	審査請求に係 る資料（追 加）の提出に ついて（依 頼）	

⑤	機構	同年 1 2 月 2 5 日	同 1 2 2 5 第 3 0 号	審査請求に係 る資料の提出 について（依 頼）	
⑥	機構	同年 1 2 月 2 5 日	同 1 2 2 5 第 3 0 号	同上	文書⑤ の訂正 分

(イ) 日本年金機構近畿ブロック本部管理部長からの文書等

日本年金機構近畿ブロック本部管理部長が、審査官へ発信した各文書等（但し、添付文書を含む）。

符号	日付	種別・発 翰番号	表題	備考
⑦	平成 2 7 年 1 1 月 1 6 日	（記載なし）	審査請求事件 に対する証拠 資料の提出に ついて	文書①への回 答
⑧	同年 1 2 月 1 1 日	（記載なし）	同上	文書③への回 答
⑨	平成 2 8 年 2 月 8 日	（記載なし）	同上	文書⑤及び⑥ への回答

(ウ) 特定法人Aからの文書等

特定法人A又は同法人特定課が、審査官へ発信した各文書等（但し、添付文書を含む）

符号	日付	種別・発 翰番号	表題	備考
⑩	平成 2 7 年 1 1 月 2 0 日	（記載なし）	（記載なし）	文書②への回 答と思料され る文書。作成 名義は、同法 人の特定課と なっている。 「近畿厚生局 2 7 . 1 1 . 2 4」との受

				付印あり
⑪	同年 1 2 月 1 8 日	(記載なし)	F A X 送付状	文書④への回答

エ 原処分が認められない理由

(ア) 本件不開示情報を不開示とする必要がないことについて（審査請求書が本件不開示情報を知り得る立場にあることについて）

そもそも、審査請求人は本件不開示情報を知り得る立場にあるから、本件不開示情報を不開示とする必要がない。

この点、審査請求人が本件不開示情報を知り得る立場にあるといえる理由は、次のとおりである。

原処分に係る開示請求（以下、第 2 の 2 において「本件開示請求」という。）は、審査請求人が審査請求を行った社会保険審査請求事件（以下、第 2 の 2 において「本件社保審査請求事件」という。）に関して行政機関が保有する審査請求人の個人情報の開示を求めたものである。そして、本件社保審査請求事件は、厚生年金保険の被保険者である審査請求人が、審査請求人自身の同保険に係る標準報酬月額及び標準賞与額（以下、第 2 の 2 において「標準報酬月額等」という。）について、その一部の期間分の、決定の取消し、及び、金額の訂正を求めたものである。故に、同事件に関し、審査官が、日本年金機構及び適用事業所であり審査請求人の勤務先である特定法人 A（利害関係人に指定されている。）に対して、照会、質問及び資料の提出依頼等（以下、第 2 の 2 において「照会等」という。）を行うことにより求めた内容は、審査請求人の標準報酬月額等の決定に関し、その基礎となった報酬及び賞与の額並びに算定方法など、その決定の根拠に関するもののはずであり（厳密に言えば、その決定の根拠に関するものに限るはずであり）、ひいては、その照会等に対する回答も、その決定の根拠に関するもののはずである。

ところで、一般論として、厚生年金保険の被保険者は、自身の標準報酬月額等の決定に関し、その基礎となった報酬及び賞与の額並びに算定方法など、その決定の根拠について、当然、知り得る立場にあり、知ることができる。

したがって、被保険者である審査請求人は、審査官が照会等により求めた内容、及び、その照会等に対する回答の内容について、知り得る立場にあり、知ることができるといえる。

しかるところ、本件不開示情報は、審査官が照会等により求めた内容、及び、その照会等に対する回答の内容である。

故に、本件不開示情報について、審査請求人は、知り得る立場にあり、知ることができるといえる。

よって、本件不開示情報について、それを審査請求人は知り得る立場にあり、換言すれば、それは、審査請求人が知ることができるものであるから、そもそも不開示とする必要がない。

(イ) 原処分を示す不開示の理由について

a 法14条3号イの該当性について

不開示の理由について、原処分は、「開示する当該文書の各印影、日本年金機構の一部の連絡先、その他法人に関する情報であって、開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報については、法14条3号イ・・・に該当するため不開示とした。」という。

しかし、前記(ア)のとおり、本件不開示情報は、審査請求人自身の標準報酬月額等の決定に関し、その基礎となった報酬及び賞与の額並びに算定方法など、その決定の根拠に関するものではなく、本来、審査請求人が知り得るものであるといえるが、そのような性質ないし種類の情報である本件不開示情報が、「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、経験則に照らし、そもそも、到底考えられない。

また、そのような性質ないし種類の情報である本件不開示情報について、「開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、必ずしもいえない。

したがって、原処分を示す、本件不開示情報が法14条3号イに該当するとの理由は失当であり、認められない。

b 法14条7号の該当性について

(a) 本件不開示情報と条文の示す不開示情報との間に明らかな齟齬のあることについて

原処分は、「開示する当該文書の各印影、日本年金機構の一部の連絡先、その他法人に関する情報であって、開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報については、・・・法14条7号に該当するため不開示とした」。(下線は引用者。)というが、この点、法14条7号の条文は(換言すれば、同号において不開示情報とされるものは)、「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」というものである。したがって、

本件不開示情報（上記下線部分）と、原処分が該当するという法14条7号の示す不開示情報とは、明らかに齟齬があるといえる。故に、本件不開示情報は、必ずしも法14条7号に該当するとはいえない。

そして、本件不開示情報が、法14条7号に該当するとの具体的な根拠等は何ら示されていない。

よって、原処分の示す、本件不開示情報が法14条7号に該当するとの理由は失当であり、認められない。

(b) 行政解釈に照らし該当性のないことについて

法14条7号の行政解釈に照らし、次のとおり、そもそも、本件不開示情報は、法14条7号に該当するとはいえない。

すなわち、法14条7号の「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」については、「当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨である。本規定は行政機関の長の恣意的判断を許容する趣旨ではなく、各規定の要件の該当性は客観的に判断される必要がある、また、事務又は事業の根拠となる規定・趣旨に照らし、個人の権利利益を保護する観点からの開示の必要性等の種々の利益を衡量した上で『適正な遂行』と言えるものであることが求められる。『支障』の程度は、名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、『おそれ』の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。」

（総務省行政管理局監修『行政機関等個人情報保護法の解説（増補版）』96頁〔平成17年〕。下線は引用者。以下、第2の2において同書籍を『法の解説』という。）と解釈されている。

しかるところ、前記（a）のとおり、本件不開示情報が、法14条7号に該当するとの具体的な根拠等は何ら示されていない。

したがって、本件不開示情報を開示することによる「支障」の有無及び程度、並びに、「おそれ」の有無及び程度は、可能性があるかも知れないというに過ぎないものであると言わざるを得ない。

よって、法14条7号に該当するとはいえない。

c 「開示することにより・・・おそれがある」とはいえないことについて

原処分は、本件開示請求について、「法14条3号イまたは法14条7号に該当する」という。すなわち、「開示することにより」「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」（法14条3号イ）とか、「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」（同条7号）とかという。

しかし、前記（ア）のとおり、本件不開示情報は、審査請求人自身の標準報酬月額等の決定に関し、その基礎となった報酬及び賞与の額並びに算定方法など、その決定の根拠に関するものではなく、本来、審査請求人が知ることができるものであるといえる。

したがって、本件開示請求に基づき審査請求人に開示したとしても、それがために、「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」（法14条3号イ）とか、「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」（同条7号）とかなどとはいえない。

つまるところ、原処分は、筋違いをしているのである。すなわち、万が一それらのおそれがあるとしても、それは、本件開示請求に基づき開示することによるものではなく、審査請求人の固有の立場（本件不開示情報を知り得る立場）によるものなのである。

（ウ）理由の提示の違法（理由の提示が不十分なものであることについて）

a 総論

行政機関が保有する個人情報の開示請求に関して、「一部開示の決定の場合には、開示しない部分については、不開示の場合と同様、理由の提示及び不服申立ての教示が必要である。」

（『法の解説』109頁）とされている。そして、不開示の場合について、「その旨を書面により通知しなければならない」

（法18条2項）と規定されているが、この点、「・・・この通知を行う際には、行政手続法八条に基づく理由の提示・・・を書面により行うことが必要である・・・理由の提示については、単に法律上の根拠条項を示すだけでは足りず、申請者が拒否の理由を可能な限り明確に認識し得るものとする必要がある。」（『法の解説』111頁）と解されている。

また、行政処分における理由の提示に関して、最高裁は、「一般に、法が行政処分に理由を附記すべきものとしているのは、

処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服の申立に便宜を与える趣旨に出たものであるから、その記載を欠くにおいては処分自体の取消を免かれないものといわなければならない。」

（最高裁判所昭和36年（オ）第84号同38年5月31日第2小法廷判決・民集17巻4号617頁）と判示している。そして、行政手続法8条に関して、東京高等裁判所は、上記判示を引用した上で、「申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合に、申請者に対し当該処分の理由を示すべき旨を規定する行政手続法8条1項も、これと同一の趣旨に出たものと解するのが相当である。このような理由提示制度の趣旨にかんがみれば、許認可等の申請を拒否する処分に付すべき理由としては、いかなる事実関係についていかなる法規を適用して当該処分を行ったかを、申請者においてその記載自体から了知しうるものでなければならないというべきである。」（東京高等裁判所平成11年（行コ）第173号同13年6月14日判決・医師国家試験予備試験受験資格認定処分取消等請求控訴事件）と判示している。

b 本件へのあてはめ

しかるところ、原処分は要するに、開示の請求を一部拒否するものであるが、仮に、同処分が理由とする、法14条3号イまたは同条7号に該当するとしても、同処分が示した理由は、単に同条3号イの法文を掲げたに過ぎず、さらには同条7号に関しては掲げてもないので、審査請求人が当該拒否の理由を可能な限り明確に認識し得るもの、とはいえない。また、いかなる事実関係についていかなる法規を適用して当該処分を行ったかを、審査請求人においてその記載自体から了知しうるもの、ともいえない。

したがって、原処分の示す不開示とした理由は不十分なものである。

よって、原処分は、取消しを免れない。

(エ) 意見を述べる権利等の侵害

そもそも、原処分は、審査請求人の意見・反論等を述べる権利を侵害しており、不当である。

その理由は、次のとおりである。

社会保険審査請求事件の審査請求人や利害関係人（以下、第2の2において「社保審査請求人等」という。）は、当該事件につき意見を述べることができる（社会保険審査官及び社会保険審査会法9

条2項及び9条の2など)。この点、意見を述べる前提として、当該事件につき、どのような事実・資料・証拠等が提出等され、また、意見等が主張等され、ひいては、審査官において保有等されているのか、その内容が分からなければ、すなわち、審査官が照会等により求めた内容及びその照会等に対する回答の内容が分からなければ、社保審査請求人等は、正しく、意見・反論等を述べることなどができない。

それ故、それらの内容は、社保審査請求人等に対して、開示されなければならないといえ、開示されない場合は、社保審査請求人等の意見等を述べる権利を侵害しているという他ないのである。

しかるところ、本件不開示情報は、本件社保審査請求事件について、審査官が照会等により求めた内容、及び、その照会等に対する回答の内容である。そして、審査請求人は、同事件の審査請求人でもある。

それ故、審査請求人は、本件社保審査請求事件につき意見を述べることができ、当然、同事件に係るものである本件不開示情報の内容に関しても本来は意見を述べることができるはずである。

しかしながら、原処分が、本件不開示情報を不開示としたため、審査請求人は、本件不開示情報の内容に関して、ひいては、本件社保審査請求事件に関して、正しく、意見等を述べることなどができない。

したがって、原処分が、審査請求人の意見及び反論等の機会を奪っていることは明らかである。すなわち、原処分は、審査請求人の意見等を述べる権利を侵害しているという他なく、不当であると言わざるを得ない。

よって、原処分は、直ちに、取消し、本件不開示情報を開示しなければならない。

(オ) 必ずしも公平とはいえないことについて

原処分は、本件社保審査請求事件に関し、本件不開示情報を不開示とした。他方、審査官は、同事件に関し、利害関係人及び日本年金機構（以下、第2の2において「利害関係人等」という。）に対して、審査請求人が提出した審査請求の理由書を全て送付している。したがって、利害関係人等と審査請求人との間で、本件社保審査請求事件に関する事実、証拠、意見、主張及び情報等について、必ずしも公平とはいえない状態になっているといわざるを得ない。

また、上記の事実、証拠、意見、主張及び情報等を得るには、審査請求人は、費用も時間も手間もかかる保有個人情報の開示請求という手続きをしなければならないが、他方、利害関係人等はそのよ

うな手続きをする必要はない。したがって、手続き面でも必ずしも公平とはいえない取扱いを受けているといわざるを得ない。

このように、本件社保審査請求事件において、利害関係人等と審査請求人とは、必ずしも公平であるとはいえない。

よって、少なくとも、本件社保審査請求事件に関する事実、証拠、意見、主張及び情報等について、公平な状態にするため、直ちに、原処分を取消し、全部開示しなければならない。

オ 結論

原処分は一部不開示とするが、そもそも不開示とする必要がない。また、原処分の示す理由は、失当であり、加えて、申請を拒否する処分に付すべき理由としては不十分なものである。そして、一部不開示とすることは、そもそも、審査請求人の意見を述べる権利等の侵害であり、また、公平とはいえない。

よって、原処分は、取消しを免れず、全部開示されなければならない。

(2) 意見書

ア はじめに

(ア) 諮問庁の「理由説明書」に対する審査請求人の反論について

審査請求人は、諮問庁であり審査庁である厚生労働大臣の「理由説明書」に対し、後記イのとおり反論する。

(イ) 諮問庁の諮問が不当であることについて

本件諮問は、法の趣旨を逸脱していることなど、不当であるので、この点、審査請求人は、後記ウにて意見を申し述べる。

また、後記エにて、その他、苦言を申し述べる。

イ 諮問庁の理由説明書に対する審査請求人の反論

(ア) はじめに

諮問庁は、理由説明書（後記第3。以下同じ。）において不開示の理由を縷々主張するが、それらの主張に対しては、概ね本件審査請求書において主張したとおりである。

ただし、理由説明書の3（3）ウ「法14条7号該当性」の2段落目に対しては、本件審査請求書の主張に加え、後記（ウ）のとおり、反論する。

(イ) 諮問庁の主張の内容

諮問庁は、理由説明書の3（3）ウ「法14条7号該当性」の2段落目において次のとおり主張する。

「また、「近畿厚生局社会保険審査官から日本年金機構近畿ブロック本部長への照会事項及びこれに対する回答」及び「近畿厚生局社会保険審査官から特定事業場への照会事項及びこれに対する回答」

は、請求者が厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく標準報酬月額等の決定を不服として近畿厚生局社会保険審査官（以下「審査官」という。）に提起した審査請求に関し、審査官が審理に際して当該標準報酬月額等の決定が妥当だったか否かを判断するために行った情報収集の内容である。これらが開示された場合、その内容に不満を抱いた請求者等から当該照会先関係者に対しいわれのない誹謗・中傷や脅迫等の不当な圧力がかけられ、当該照会先関係者が把握・認識している事実関係について、公正で適確な審理を実施していく上で、必要不可欠な、正確な情報収集が困難になるおそれがある。また、審査官が審理に際して必要とする情報や関心を持つ事項が明らかになることは、審査請求関係者が自己に有利となるよう情報をコントロールすること等を可能にするおそれがあり、今後の同種の審査請求事案において、公正で的確な審理を実現することが困難となるおそれもある。このため、これらの情報は法14条7号柱書の不開示情報に該当することから、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。」

（ウ）審査請求人の反論

a はじめに

諮問庁の主張は、一般論はいざ知らず、本件社保審査請求事件に関しては、同事件の個別具体的な事実関係等を無視した荒唐無稽な主張、つまり空理空論であり、失当であると言わざるを得ない。

b 「審査官が審理に際して当該標準報酬月額等の決定が妥当だったか否かを判断するために行った情報収集の内容である。」について

諮問庁は、理由説明書において、標記のとおり主張する。

この点、「審査官が・・・行った情報収集の内容」は、本件審査請求書工（ア）に記載したとおり、「審査請求人の標準報酬月額等の決定に関し、その基礎となった報酬及び賞与の額並びに算定方法など、その決定の根拠に関するもののはずであり（厳密に言えば、その決定の根拠に関するものに限るはずであり）、ひいては、その照会等に対する回答も、その決定の根拠に関するもののはずである。」すなわち、本件社保審査請求事件は、審査請求人についての、被保険者の資格取得時ではない期間である平成14年10月から平成26年8月までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額等の金額に関するものであるから、審査官から日本年金機構及び特定事業場への照会事項及びそれに対する回答は、当然、審査請求人の標準報酬月額等

に関する内容のほずである。したがって、審査官が行った情報収集の内容は、審理に必要な範囲を超えていた場合は別であるが、審理に必要な範囲内であったのであれば、審査請求人の報酬の額、賞与の額及び報酬支払の基礎となった日数など（厚生年金保険法 21 条， 23 条， 24 条及び 24 条の 4 参照）事実に関するもの、並びに、標準報酬月額等の算定に関する法令及び通達類などのはずであり、それ以外は必要がないはずである。

なお、場合によっては、「その地方において、同様の業務に従事し、同様の能力を有する被保険者の報酬月額」が参考にされることが有り得るかも知れないが、現状、一般的には、参考にされておらず、被保険者本人の報酬及び賞与（以下「報酬等」という。）に基づいて算定されている。すなわち、厚生年金保険法と健康保険法とは考え方を同じくするものであるところ、厚年法 24 条（なお、同条を同法 24 条の 4 は準用する。）1 項に当たる健康保険法 44 条 1 項の「著しく不当であると認めるとき」については、「その地方において、同様の業務に従事し、同様の能力を有する被保険者の報酬月額と比較して著しく差異ある場合、あるいはその被保険者の実収賃金と比較して著しく差異ある場合等がこれにあたる。」（『健康保険法の解釈と運用』362 頁〔平成15〕）とされている。しかし、同法 24 条による場合も、現状、一般的には、被保険者本人の報酬等に基づいて算定されている。

c 「これらが開示された場合・・・正確な情報収集が困難になるおそれがある。」について

諮問庁は標記のとおり主張する。この点、一般論として標記のようなことがいえるのかも知れないが、本件社保審査請求事件に関しては、そのようなことはいえない。

なぜなら、審査官が収集すべき情報は、同事件の請求時点で、全て明らかとなっているものだからである。

すなわち、前記 b のとおり、審査官が行った情報収集の内容は、審理に必要な範囲を超えていた場合は別であるが、審理に必要な範囲内であったのであれば、審査請求人の報酬の額、賞与の額及び報酬支払の基礎となった日数（以下単に、「支払基礎日数」という。）など事実に関するもの、並びに、標準報酬月額等の算定に関する法令及び通達類などのはずであり、それ以外には必要がないはずである。

しかるところ、まず、上記の「審査請求人の報酬の額、賞与の額及び支払基礎日数など事実に関するもの」については、本件

社保審査請求事件の請求の根拠となった判決書に記載があり、また、審査請求人が提出した証拠類に記載されているから、同事件の請求時点で全て明らかになっているといえる。次に、「算定に関する法令及び通達類など」は、公表されるべきもの（行政手続法5条）であり、これも明らかになっているといえる。

このように、必要な情報は、本件社保審査請求事件の請求時点で全て明らかとなっているのであり、隠すことなどできるものではないから、諮問庁の主張する「これらが開示された場合・・・正確な情報収集が困難になるおそれがある」などということはいえない。

なお、諮問庁は、「これらが開示された場合、その内容に不満を抱いた請求者等から当該照会先関係者に対していわれのない誹謗・中傷や脅迫等の不当な圧力がかけられ、当該照会先関係者が把握・認識している事実関係について、公正で適確な審理を実施していく上で必要不可欠な、正確な情報が収集困難になるおそれがある。」などと、大袈裟なことを主張する。しかし、一般論はいざ知らず、本件社保審査請求事件に関しては、審査官が行った情報収集が審理に必要な範囲を超えていた場合は別であるが、審理に必要な範囲内であったのであれば、収集した情報は上記のとおり、同事件の請求時点で既に明らかとなっているもののはずであり、審査請求人が隠すことなどできないもののはずであるから、諮問庁の上記主張は、そのような本件社保審査請求事件の個別具体的な事実関係を無視した荒唐無稽な主張、つまり空理空論であり、失当であると言わざるを得ない。

d 「審査官が審理に際して必要とする情報や関心を持つ事項が明らかになることは、・・・おそれがあり、・・・おそれがある」について

本件社保審査請求事件における請求内容は、標準報酬月額等の訂正を求めるものであるが、標準報酬月額等は、被保険者の報酬の額、賞与の額及び支払基礎日数に基づいて算定されるもの（厚生年金保険法21条、23条、24条及び24条の4参照）であり、その算定方法は、法令及び通達類により規定されているものである。

したがって、「審査官が審理に際して必要とする情報や関心を持つ事項」は、一般論はいざ知らず、本件社保審査請求事件に関しては、それらの事項が審理に必要な範囲を超えている場合は別であるが、審理に必要な範囲内なのであれば、それらの事

項は、被保険者の報酬の額、賞与の額及び支払基礎日数、並びに、その算定方法に係る法令及び通達類ということになる。つまり、それらの事項は、本件社保審査請求事件の請求内容から自ずと明らかになるものであり、本件審査請求により新たに明らかになるものではない。

諮問庁は、「審査官が審理に際して必要とする情報や関心を持つ事項が明らかになることは、審査請求関係者が自己に有利となるよう情報をコントロールすること等を可能にするおそれがあり、今後の同種の審査請求事案において、公正で的確な審理を実現することが困難となるおそれもある。」などと主張する。

この点、一般論はいざ知らず、本件社保審査請求事件に関しては、「審査官が審理に際して必要とする情報や関心を持つ事項」は、それらの事項が審理に必要な範囲を超えている場合は別であるが、審理に必要な範囲内なのであれば、上記のとおり、同事件の請求内容から自ずと明らかになるものであり、本件審査請求に困り新たに明らかになるものではない。

故に、たとえ諮問庁の主張する「おそれ」がある（生じる）としても、その原因は、本件審査請求に基づいて開示されることにあるとはいえず、あたかも本件審査請求に基づいて開示されることにあるかのようにいう諮問庁の主張は、失当である。

したがって、たとえ諮問庁の主張する「おそれ」がある（生じる）としても、それは、本件諮問に係る情報を不開示とする理由にはならない。

(エ) 結論

諮問庁は、「近畿厚生局社会保険審査官から日本年金機構近畿ブロック本部長への照会事項及びこれに対する回答」及び「近畿厚生局社会保険審査官から特定事業場への照会事項及びこれに対する回答」が法14条7号に該当すると主張し、その根拠を縷々述べる。

しかし、諮問庁の主張は、一般論はいざ知らず、本件社保審査請求事件に関しては、同事件の個別具体的な事実関係等を無視した荒唐無稽な主張、つまり空理空論であり、失当であると言わざるを得ない。

よって、原処分は、取消しを免れず、開示されなければならない。

ウ 諮問庁の諮問が不当であることについて

(ア) はじめに

本件諮問に関し、諮問庁は、諮問の内容を、処分庁が行った原処分の内容から変更しているが、これは、本来的には法の趣旨を逸脱したものであるから、諮問庁に対し、適正に諮問しなければならない

いというべきである。また、そのように変更していることについて、諮問庁は、何ら触れていないが、諮問庁は審査庁でもあるのだから、原処分を取り消すべきか否かについて、原処分の内容に対して判断し、その判断の結論と根拠を、審査請求人にも分かるように、少なくとも諮問の際に明示しなければならないと諮問庁に対しいうべきである。

以上のことから、諮問庁の諮問は不当であると言わざるを得ない。

(イ) 諮問庁の諮問が法の趣旨を逸脱したものであることについて

a 総論

法43条1項柱書きは、「開示決定等，訂正決定等，利用停止決定等又は開示請求，訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは，当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長は，次の各号のいずれかに該当する場合を除き，情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長が会計検査院長である場合にあっては，別に法律で定める審査会）に諮問しなければならない。」と規定する。この点，いうまでもなく，諮問しなければならないものは，当該の審査請求についてである。

ところで，行政処分における理由の提示に関して，最高裁は，「一般に，法が行政処分に理由を附記すべきものとしているのは，処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに，処分の理由を相手方に知らせて不服の申立に便宜を与える趣旨に出たものであるから，その記載を欠くにおいては処分自体の取消を免かれないものといわなければならない」（最高裁判所昭和36年（オ）第84号同38年5月31日第2小法廷判決・民集17巻4号617頁。本件審査請求書のエ（ウ）参照）と判示している。このように理由を欠いた場合は処分自体が取消しを免れないのであるから，審査の対象となる処分（以下「審査対象処分」という。）の処分内容とその理由は一体であるといえる。故に，審査請求の制度は，審査対象処分に関し，一体である処分内容とその理由についての当否を判断するための制度であるといえる。また，諮問の制度もその一環であり，異なるところはないというべきである。

したがって，上述した，「諮問しなければならないものは，当該の審査請求についてである。」を換言すれば，「諮問しなければならないものは，処分の理由を含め審査対象処分の内容についてである。」ということになる。

よって，諮問庁が，諮問の内容を，審査対象処分の内容から変

更した場合，当該諮問は本来的には法の趣旨を逸脱したものであるといわざるを得ず，諮問庁に対し，適正に諮問しなければならない，といわなければならない。

b 本件へのあてはめ

(a) はじめに

本件諮問に関し，諮問庁は，諮問の内容を，本件諮問に係る審査対象処分である原処分の内容から変更している。

よって，本件諮問は，本来的には法の趣旨を逸脱したものであるから，諮問庁に対し，適正に諮問しなければならない，というべきである。

(b) 諮問の内容を，原処分の内容から変更していることについて

本件諮問に関し，諮問庁は，諮問の内容を，原処分の内容から変更していると言わざるを得ない。

その理由は，以下のとおりである。

すなわち，本件諮問に関し，処分庁が法14条7号（又は3号イ）に該当するとして不開示とした情報は，「開示する当該文書の各印影，日本年金機構の一部の連絡先，その他法人に関する情報であって，開示することにより，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報」（平成28年3月17日付け近厚発0317第37号「保有個人情報開示決定通知書」の記の2項参照）である。つまり，処分庁が，同条7号（又は3号イ）に該当するとして不開示とした情報は，「開示する当該文書の各印影，日本年金機構の一部の連絡先，その他法人に関する情報」という条件と，「開示することにより，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報」という条件の二つの条件の両方ともに該当する情報である。

他方，諮問庁が，法14条7号に該当するとして，不開示とすることが妥当であると主張し（理由明説書），諮問している情報は，〈a〉「担当部署直通電話番号」，〈b〉「担当者メールアドレス」，〈c〉「近畿厚生局社会保険審査官から日本年金機構近畿ブロック本部長への照会事項及びこれに対する回答」及び〈d〉「近畿厚生局社会保険審査官から特定事業場への照会事項及びこれに対する回答」という4種類の情報である（理由説明書の3（3）③「法14条7号該当性」）。

しかし，後記（c）のとおり，少なくとも上記〈c〉及び〈d〉の情報は，上記の二つの条件の両方ともに該当する情報であるとはいえない。

したがって、処分庁が不開示とした情報（上記の二つの条件の両方ともに該当する情報）と、諮問庁が不開示とすることが妥当であると主張し諮問している情報とは、その内容が異なっていると言わざるを得ない。

すなわち、本件諮問に関し、諮問庁は、諮問の内容（対象及び理由）を、原処分の内容（対象及び理由）から変更していると言わざるを得ない。

(c) 処分庁が不開示とした情報と、諮問庁が不開示とすることが妥当であると主張し諮問している情報とが、異なっていることについて

諮問庁が不開示とすることが妥当であると主張し諮問している前記（b）の4種類の情報について、以下、検討する。

すなわち、確かに、「担当部署直通電話番号」及び「担当者メールアドレス」については、前記（b）の二つの条件の両方ともに該当する可能性のある情報であるといえるかも知れないので、必ずしも、処分庁が不開示とした情報と、諮問庁が不開示とすることが妥当であると主張し諮問している情報とが、異なっているとまではいえないのかも知れない。

しかし、「近畿厚生局社会保険審査官から日本年金機構近畿ブロック本部長への照会事項及びこれに対する回答」及び「近畿厚生局社会保険審査官から特定事業場への照会事項及びこれに対する回答」については、前記（b）の二つの条件の両方ともに該当する情報であるとはいえない。すなわち、これら2種類の照会事項及び回答については、「開示する当該文書の各印影、日本年金機構の一部の連絡先、その他法人に関する情報」であるとはいえず、また、「開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報」であるともいえない。

なぜなら、上記2種類の照会事項及び回答の内容は、本件社保審査請求事件の請求内容からして、審査請求人の標準報酬月額等及び支払基礎日数に関する情報のはずである（後記（d）参照）が、そのような情報は、詳述するまでもなく、「開示する当該文書の各印影、日本年金機構の一部の連絡先、その他法人に関する情報」及び「開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報」に該当するなどとはいえないからである。

したがって、処分庁が不開示とした情報（それは、前記（b）の二つの条件の両方ともに該当する情報である。）と、諮問庁

が不開示とすることが妥当であると主張し諮問している情報（上記２種類の照会事項及び回答）とは、情報の内容が異なっていると言わざるを得ない。

(d) 照会事項及び回答の内容は審査請求人の標準報酬月額等及び支払基礎日数に関する情報のはずであるといえる理由

前記(c)の、「上記２種類の照会事項及び回答の内容は、本件社保審査請求事件の請求内容からして、審査請求人の標準報酬月額等及び支払基礎日数に関する情報のはずである」といえる理由、は次のとおりである。

すなわち、本件社保審査請求事件は、審査請求人についての、被保険者の資格取得時ではない期間である平成14年10月から平成26年8月までの期間の標準報酬月額等の金額に関するものであるから、審査官から日本年金機構及び特定事業場への照会事項及びそれに対する回答は、当然、審査請求人の標準報酬月額等に関する内容のはずである。

しかるところ、当該標準報酬月額等は、審査請求人の報酬及び賞与並びに支払基礎日数に基づいて算定されるものである（厚生年金保険法21条、23条、24条及び24条の4参照。なお、24条による場合も審査請求人の報酬等に基づいて算定されることに変わりはない。）。

したがって、前記(c)の２種類の照会事項及び回答は、審査請求人の報酬及び賞与並びに支払基礎日数に関する内容のはずであるといえる。

c 小括

本件諮問に関し、諮問庁は、諮問の内容（対象及び理由）を、原処分の内容（対象及び理由）から変更しているから、当該諮問は、本来的には法の趣旨を逸脱していると言わざるを得ない。

よって、諮問庁に対し、適正に諮問しなければならない、といわなければならない。

(ウ) 諮問庁が原処分の内容に対する判断などを欠いていることについて

a はじめに

前記(イ) b のとおり、諮問庁は、諮問の内容（対象及び理由）を、処分庁が行った原処分の内容（対象及び理由）から変更している。それにもかかわらず、諮問庁は、そのように変更していることについて、何ら触れていない。しかし、諮問庁は審査庁でもあるのだから、原処分を取り消すべきか否かについて、原処分の内容（対象及び理由）に対して判断し、その判断の結

論と根拠を，審査請求人にも分かるように，少なくとも諮問の際に明示しなければならないと諮問庁に対しいうべきである。

b 本論

最高裁が判示しているとおり，「一般に，法が行政処分に理由を附記すべきものとしているのは，処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに，処分の理由を相手方に知らせて不服の申立に便宜を与える趣旨に出たものであるから，その記載を欠くにおいては処分自体の取消を免かれないものといわなければならない」（前記（イ）aの最高裁判決。本件審査請求理由書のエ（ウ）参照）。

しかるところ，前記（イ）bのとおり，諮問庁は，諮問の内容（対象及び理由）を，原処分の内容（対象及び理由）から変更している。

このことからすると，諮問庁は，原処分の内容（対象及び理由）では不開示とすることはできないと判断した上で，内容（対象及び理由）を変更し，原処分を維持して不開示とすべきであると判断しているものと推認される。つまり，原処分は誤った内容（対象及び理由）の記載となっており正しい内容（対象及び理由）の記載を欠いている，と諮問庁は判断しているということである。

故に，原処分の記載内容は，不服の申立の便宜という観点から見れば，理由の記載を欠いていることと同じことであるから，たとえ「結論において妥当」（理由説明書）であるとしても，原処分の当該記載の部分（平成28年3月17日付け近厚発0317第37号「保有個人情報開示決定通知書」の記の2項）については，最高裁の上記判示内容に照らせば，審査庁でもある諮問庁は，本来は，一旦，取消しをしなければならないという他ない。

ただし，その取消し後，処分庁が，諮問庁と同じ内容（対象及び理由）により，再度不開示の決定をするという可能性もある。それを考えれば，一旦取消し後，再度，不開示などという手間と時間を省いて，諮問の内容（対象及び理由）を，原処分の内容（対象及び理由）から変更して，変更後の内容（対象及び理由）で，いきなり諮問するという方法をとることも，一定の合理性があるといえるのかも知れない。

しかしながら，上記した最高裁の判示する法の趣旨を無視した対応は厳に慎むべきである。すなわち，手間と時間を省くために，手続きとしては，諮問の内容（対象及び理由）を，原処分

の内容（対象及び理由）から変更して、変更後の内容（対象及び理由）で、いきなり諮問するという方法をとるにしても、

「法が行政処分に理由を附記すべきものとしているのは、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服の申立に便宜を与える趣旨に出たものである」（上記最高裁判決）ということに鑑みれば、審査庁でもある諮問庁が、内容（対象及び理由）を変更していることを、及び、原処分の内容（対象及び理由）に対して判断した場合の原処分の帰趨を、審査請求人に明瞭に知らせないということについては、誤解が生じることになるので不服の申立に便宜を与えたことにはならないし、また、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制することにもならないといわなければならない。

そして、諮問庁は審査庁でもあるところ、上記のとおり、諮問庁は、本来は、一旦、原処分を取り消さなければならない。

したがって、諮問庁は、原処分を取り消すべきか否かについて、原処分の内容（対象及び理由）に対して判断し、その判断の結論と根拠を、審査請求人にも分かるように、少なくとも諮問の際に明示しなければならないと諮問庁に対しいうべきである。

（エ）結論

本件諮問に関し、諮問庁は、諮問の内容（対象及び理由）を、原処分の内容（対象及び理由）から変更しているが、これは、本来的には法の趣旨を逸脱したものであるから、諮問庁に対し、適正に諮問しなければならない、というべきである。

また、そのように変更していることについて、諮問庁は、何ら触れていないが、諮問庁は審査庁でもあるのだから、原処分を取り消すべきか否かについて、原処分の内容（対象及び理由）に対して判断し、その判断の結論と根拠を、審査請求人にも分かるように、少なくとも諮問の際に明示しなければならないと諮問庁に対しいうべきである。

エ 苦言

（ア）不開示の理由の変更について

諮問庁は、前記ウ（イ）bのとおり、不開示の理由を変更している。しかし、なぜ変更したのかについては、何の説明もしていないし、変更したことの法的な意味や効果についても何の説明もしていない。

審査請求は、原処分の当否を問うもののはずであり、審査庁でもある諮問庁の役割は、処分庁が行った原処分の審査をすることのは

ずである。原処分 of 審査とは理由も含めての審査である。行政処分 of 理由 of 附記について、最高裁判例は、「その記載を欠くにおいては処分自体 of 取消を免かれないものといわなければならない」とまで判示している。

そのような重要な意味を持つ不開示 of 理由について、変更しておきながら、何 of 説明もないことは到底納得できるものではない。

この点、審査請求人にも分かるように説明しなければならないと諮問庁に對しうべきである。

(イ) 必ずしも慎重かつ合理的に判断したとはいえないことについて

上記判例によると、理由 of 附記は、「処分庁 of 判断 of 慎重・合理性を担保してその恣意を抑制する・・・趣旨」とされているが、諮問庁が原処分 of 不開示 of 理由について複数 of 変更を行っていることからすると、必ずしも処分庁が慎重かつ合理的に判断したとはいえない。また、個別具体的な事実関係等を見無視した荒唐無稽な主張をしている以上、諮問庁も同様であるという他ない。

仮に、慎重かつ合理的に判断していないのであれば、処分庁及び諮問庁はそれぞれ厳しく戒められるべきである。

なぜなら、情報公開・個人情報保護審査会については国民負担で運営されているものと思料されるところ、処分庁及び諮問庁が、慎重かつ合理的に判断していれば、情報公開・個人情報保護審査会に諮問されることはなかったはずであり、国民全体に、余計な負担がかかることはなかったはずだからである。また、審査請求人は、処分庁が示している不開示 of 理由に對しては、本件審査請求書において、また、諮問庁が変更した不開示 of 理由に對しては、本意見書において、反論しているのであるが、そのような書面であっても、その作成は、一般素人である審査請求人にとってはかなりの負担である。処分庁及び諮問庁が慎重かつ合理的に判断していれば、そのような書面は作成する必要がなかったはずであり、余計な負担がかかることはなかったはずだからである。

慎重かつ合理的に判断したというのであれば、その根拠を示すべきであると、処分庁及び諮問庁に對しうべきである。

第 3 諮問庁 of 説明 of 要旨

1 本件審査請求 of 経緯

(1) 審査請求人は、平成 28 年 3 月 8 日付けで、処分庁に對して、法 12 条 1 項 of 規定に基づき、以下の保有個人情報に係る開示請求を行った。

「本人 of 厚生年金保険に係る審査請求に関し保有する個人情報全部。但し、以下を除いたもの。

① 既に(特定文書番号)にて開示されたもの

② 厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（特定期間分）

③ 厚生年金被保険者賞与支払届（特定期間分）」

(2) これに対し、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、平成28年5月15日付け（同月16日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち、別表に掲げる部分は、「社保委員名」及び「特定事業場の担当者氏名」について法の適用条項を第14条第2号に改めたうえで、法14条2号、3号イ及び7号に該当するため不開示とした原処分は結論において妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

なお、原処分において不開示とした部分のうち、別表に掲げる部分以外の部分は、法14条各号のいずれにも該当しないため、諮問に当たり開示することとする。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

処分庁は、次の文書を本件対象保有個人情報として特定した。

「本人の厚生年金保険に係る審査請求書に関し保有する個人情報全部。但し、以下を除いたもの。

① 既に（特定文書番号）にて開示されたもの。

② 厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（特定期間分）

③ 厚生年金保険被保険者賞与支払届（特定期間分）」

(2) 原処分における不開示部分と適用条項の整理

原処分における不開示部分と適用条項を諮問に当たり以下のとおり確認する。

ア 日本年金機構職員氏名（法14条2号）

※職員印影を含む。

イ 開示する当該文書の各印影（法14条3号イ）

- ・特定事業場の印影
- ・裁判所書記官の印影

ウ 日本年金機構の一部の連絡先（法14条7号）

- ・担当部署直通電話番号
- ・担当者メールアドレス

エ その他法人に関する情報（法14条3号イ又は法14条7号）

- ・事業主氏名（法14条3号イ）
- ・口座振替（法14条3号イ）
- ・社保委員名（法14条3号イ）
- ・特定事業場の担当者氏名（法14条3号イ）

- ・近畿厚生局社会保険審査官から日本年金機構近畿ブロック本部長への照会事項及びこれに対する回答（法14条7号）
- ・近畿厚生局社会保険審査官から特定事業場への照会事項及びこれに対する回答（法14条7号）

このうち、別表に掲げる部分について不開示を維持することとし、「社保委員名」及び「特定事業場の担当者氏名」は法の適用条項を法14条2号に改めたうえで、以下、不開示情報該当性について説明する。

（3）不開示情報該当性について

ア 法14条2号該当性

「社保委員名」及び「特定事業場の担当者氏名」は、請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため、法14条2号本文前段に該当し、かつ、同号ただし書きからハまでのいずれにも該当しないことから、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

※ 社保委員とは、「社会保険委員」を指し、日本年金機構発足後「年金委員」に名称を改め活動している厚生労働大臣から委嘱された厚生年金事業の運営に関する民間の協力者である（主に厚生年金適用事業所の社会保険担当者等）。厚生年金事業に関する啓発活動や被保険者又は受給権者からの相談及びこれらの者に対する助言等を行っている。

イ 法14条3号イ該当性

「特定事業場の印影」は、文書が真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであると認められる。これを開示すると偽造により悪用されるおそれがある等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法14条3号イの不開示情報に該当することから、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、「口座振替」には、特定事業場が厚生年金保険料等の引落とし口座として年金事務所に登録している金融機関の口座番号が記載されている。これを開示すると特定事業場の資金が不正に引き出される等のおそれがあり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法14条3号イの不開示情報に該当することから、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号該当性

日本年金機構の「担当部署直通電話番号」及び「担当者メールアドレス」は、本件保有個人情報に関連する日本年金機構の本部、プロ

ック本部，事務センター及び年金事務所の担当部署直通電話番号及び担当者メールアドレスである。これらは一般に公にされておらず，これを開示すると業務に無関係な電話やメールが大量かつ集中的に架けられるまたは送信される等，当該担当部署及び担当者が必要とする業務遂行上の連絡に支障を来す等，独立行政法人等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため，法14条7号柱書きの不開示情報に該当することから，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また，「近畿厚生局社会保険審査官から日本年金機構近畿ブロック本部長への照会事項及びこれに対する回答」及び「近畿厚生局社会保険審査官から特定事業場への照会事項及びこれに対する回答」は，請求者が厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく標準報酬月額等の決定を不服として近畿厚生局社会保険審査官（以下，第3において「審査官」という。）に提起した審査請求に関し，審査官が審理に際して当該標準報酬月額等の決定が妥当だったか否かを判断するために行った情報収集の内容である。これらが開示された場合，その内容に不満を抱いた請求者等から当該照会先関係者に対しいわれのない誹謗・中傷や脅迫等の不当な圧力がかけられ，当該照会先関係者が把握・認識している事実関係について，公正で適確な審理を実施していく上で必要不可欠な，正確な情報収集が困難になるおそれがある。また，審査官が審理に際して必要とする情報や関心を持つ事項が明らかになることは，審査請求関係者が自己に有利となるよう情報をコントロールすること等を可能にするおそれがあり，今後の同種の審査請求事案において，公正で的確な審理を実現することが困難となるおそれもある。このため，これらの情報は法14条7号柱書きの不開示情報に該当することから，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

4 結論

以上のとおり，原処分は結論において妥当であり，本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成28年8月12日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年9月8日 | 審議 |
| ④ | 同年11月2日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ | 平成29年7月13日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年8月31日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「本人の厚生年金保険に係る審査請求書に関し保有する個人情報全部。但し、以下を除く。①既に（特定文書番号）にて開示されたもの。②厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（特定期間分）③厚生年金保険被保険者賞与支払届（特定期間分）」に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及び7号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

諮問庁は、諮問に当たり、原処分で不開示とした部分のうち、一部を新たに開示することとしているが、不開示とした部分のうち、「社保委員名」及び「特定事業場の担当者氏名」についての法の適用条項を法14条2号に改めた上で、別表の3欄に掲げる部分については、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当し、なお不開示とすべきとしている。

審査請求人は、不開示部分の開示を求めていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 別表の5欄に掲げる部分について

通番15、通番48及び通番49は、近畿厚生局社会保険審査官から日本年金機構（以下「機構」という。）近畿ブロック本部長への照会事項及びこれに対する回答である。

ア 通番15及び通番48は、機構が行った審査請求人の保険料決定に至る取扱いの根拠を照会しているものである。

審査請求人は、近畿厚生局長に行った別件の保有個人情報開示請求（平成27年10月29日付け。平成27年11月4日付け近厚発1104第65号により一部開示決定。）により、機構が社会保険審査官及び社会保険審査会法9条2項に基づき近畿厚生局社会保険審査官に提出した意見書の開示を受けており、同意見書には、機構が行った審査請求人の保険料決定に至る取扱いについて述べられていることから、審査請求人は、当該保険料決定に至る取扱いについて承知しているものと認められる。

イ 通番49は、上記アの根拠について回答しているものである。

当該回答の内容は、別表の1欄に掲げる文書番号1の4頁及び5頁において、原処分で既に開示されていることから、審査請求人は、上記アの根拠を承知しているものと認められる。

したがって、当該部分は、審査請求人が承知しているものであり、これを開示しても、照会先関係者が把握・認識している事実関係について、

正確な情報収集が困難になる等のおそれがあり、国の機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、法14条7号柱書きに該当せず、開示すべきである。

(2) 別表の5欄に掲げる部分以外の部分について

ア 法14条2号該当性について

通番7, 通番11, 通番12, 通番65及び通番70は、特定事業場の担当者の氏名又は社会保険委員の氏名であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、かつ、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は、個人識別部分であり、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ該当性について

通番6, 通番8ないし通番10, 通番13, 通番14及び通番71は、特定事業場が厚生年金保険料等の引落し口座として年金事務所に登録している金融機関の口座番号又は特定事業場の印影である。

特定事業場の口座番号は、特定事業場の内部管理情報であると認められ、これを開示すると当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

また、特定事業場の印影は、文書が真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものとして、それにふわさしい形状をしているものと認められ、これを開示すると、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書き該当性について

通番1ないし通番5, 通番16ないし通番47, 通番50ないし通番64, 通番66ないし通番69及び通番72ないし通番74は、機構の本部, ブロック本部, 事務センター及び年金事務所の担当部署の直通電話番号並びに担当者のメールアドレス(以下「機構の直通電話番号及びメールアドレス」という。), 近畿厚生局社会保険審査官から特定事業場への照会事項及びこれに対する回答(以下「特定事業場への照会事項及びこれに対する回答」という。)又は同審査官から機構近畿ブロック本部長への照会事項及びこれに対する回答(以下「機構への照会事項及びこれに対する回答」という。)

である。

機構の直通電話番号及びメールアドレスは、一般に公にされておらず、これを開示すると、業務に無関係な電話やメールが大量かつ集中的にかけられる、又は送信される等、機構が必要とする際の緊急の連絡先や部外との連絡に支障を来す等、機構が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

特定事業場への照会事項及びこれに対する回答は、社会保険審査官が審査請求の審理に際して、原処分が妥当であったか否かを判断するために行った情報収集の内容であり、これを開示すると、照会先関係者が把握・認識している事実関係について、正確な情報収集が困難になる等のおそれがあり、社会保険審査官が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

また、機構への照会事項及びこれに対する回答は、機構が行った審査請求人の保険料決定に至る取扱いについて、上記（１）以外の、更に個別具体的内容に係るものであり、審査請求人が知り得るものとは認められず、これを開示すると、社会保険審査官が審理に際して必要とする情報や関心を持つ事項が明らかとなり、審査請求関係者が自己に有利となるよう情報をコントロールすること等を可能にするなど、今後、同種の審査請求事案において、公正で的確な審理が困難となるおそれがあり、社会保険審査官が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法１４条７号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人の主張について

(1) 理由の提示について

審査請求人は、審査請求書において、法１４条３号イ又は同条７号に該当するとして不開示とした部分について、不開示とした理由の提示は違法であり、原処分は取り消すべきと主張している。

原処分の開示決定通知書には、法１４条３号イ該当性については、法条項及び条文が記載されているのみであり、また、同条７号柱書き該当性については、法条項が記載されているのみであり、理由の提示としては、適切であるとはいえず、諮問庁においては今後適切な指導が望まれる。

(2) その他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法１４条２

号， 3号イ及び7号に該当するとして不開示とした決定については，諮問庁が同条2号， 3号イ及び7号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち，別表の5欄に掲げる部分を除く部分は，同条2号， 3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので，不開示とすることは妥当であるが，別表の5欄に掲げる部分は，同条7号柱書きに該当せず，開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子，委員 葭葉裕子，委員 渡井理佳子

別 表

1 文書			2 通番	3 諮問庁が不開示を維持すべきとしている部分	4 諮問庁が主張する不開示情報該当性（法14条該当号）			5 開示すべき部分
文書番号	対象文書名	頁			2号	3号イ	7号柱書き	
1	疑義照会（回答）票	4	1	5行目4文字目ないし末尾及び6行目の全て（担当部署直通電話番号及び担当者メールアドレス）			○	
		5	2	9行目4文字目ないし末尾及び10行目の全て（担当部署直通電話番号及び担当者メールアドレス）			○	
			3	28行目4文字目ないし末尾及び29行目8文字目ないし末尾（担当部署直通電話番号及び担当者メールアドレス）			○	
		6	4	5行目4文字目ないし末尾及び6行目9文字目ないし			○	

				末尾（担当部署直通電話番号及び担当者メールアドレス）					
		7	5	30行目4文字目ないし末尾及び31行目8文字目ないし末尾（担当部署直通電話番号及び担当者メールアドレス）			○		
2	事業所記録照会回答票（基本記録）	16	6	13行目5文字目ないし20文字目（口座振替）		○			
			7	17行目6文字目ないし末尾（社保委員名）	○				
		27	8	13行目5文字目ないし20文字目（口座振替）		○			
			9	13行目5文字目ないし20文字目（口座振替）		○			
		29	10	13行目5文字目ないし20文字目（口座振替）		○			
			11	17行目6文字目ないし末尾（社保委員名）	○				
3	FAX	34	12	21行目4文字目ないし末尾（特定事業場の担当者氏名）	○				
4	判決確定証明申請書	35	13	2行目及び15行目（特定事業場の印影）		○			
5	平成2	43	14	5行目（特定事業		○			

	6年4月28日付文書			場の印影)				
6	(別紙) (審査請求事件：平成26年度第1350号)	78	15	6行目2文字目ないし末尾及び7行目ないし11行目の全て(近畿厚生局社会保険審査官から日本年金機構近畿ブロック本部長への照会事項)			○	全て
			16	13行目2文字目ないし末尾及び14行目ないし18行目の全て(近畿厚生局社会保険審査官から日本年金機構近畿ブロック本部長への照会事項)			○	
		80	17	6行目2文字目ないし末尾及び7行目ないし15行目の全て(近畿厚生局社会保険審査官から特定事業場への照会事項)			○	
			18	17行目2文字目ないし末尾及び18行目の全て(近畿厚生局社会保険審査官から特定事業場への照会事項)			○	
		82	19	6行目2文字目ないし末尾及び7行			○	

				目ないし10行目の全て（近畿厚生局社会保険審査官から日本年金機構近畿ブロック本部長への照会事項）				
			20	12行目2文字目ないし末尾及び13行目及び14行目の全て（近畿厚生局社会保険審査官から日本年金機構近畿ブロック本部長への照会事項）			○	
			21	16行目2文字目ないし末尾及び17行目及び18行目の全て（近畿厚生局社会保険審査官から日本年金機構近畿ブロック本部長への照会事項）			○	
			22	20行目2文字目ないし末尾及び21行目ないし23行目の全て（近畿厚生局社会保険審査官から日本年金機構近畿ブロック本部長への照会事項）			○	
7	審査請求に係る資料（追加	83	23	17行目4文字目ないし末尾及び18行目及び19行目（近畿厚生局社			○	

) の提出について (依頼)			会保険審査官から特定事業場への照会事項)				
8	審査請求に係る資料の提出について (依頼)	84	24	18行目4文字目ないし末尾 (近畿厚生局社会保険審査官から日本年金機構近畿ブロック本部長への照会事項)			○	
9	(別紙) (審査請求事件:平成26年度第1350号)	85	25	6行目2文字目ないし末尾及び7行目ないし14行目の全て (近畿厚生局社会保険審査官から日本年金機構近畿ブロック本部長への照会事項)			○	
			26	15行目4文字目ないし末尾及び16行目の全て (近畿厚生局社会保険審査官から日本年金機構近畿ブロック本部長への照会事項)			○	
			27	18行目4文字目ないし末尾及び19行目の全て (近畿厚生局社会保険審査官から日本年金機構近畿ブロック本部長への照会事項)			○	
			28	21行目4文字目ないし末尾及び2			○	

				2行目の全て（近畿厚生局社会保険審査官から日本年金機構近畿ブロック本部長への照会事項）				
			29	24行目4文字目ないし末尾及び25行目の全て（近畿厚生局社会保険審査官から日本年金機構近畿ブロック本部長への照会事項）			○	
			30	27行目4文字目ないし末尾及び28行目及び29行目の全て（近畿厚生局社会保険審査官から日本年金機構近畿ブロック本部長への照会事項）			○	
		86	31	1行目2文字目ないし末尾及び2行目ないし7行目の全て（近畿厚生局社会保険審査官から日本年金機構近畿ブロック本部長への照会事項）			○	
			32	9行目2文字目ないし末尾及び10行目ないし13行目の全て（近畿厚生局社会保険審査官から日本年金機			○	

				構近畿ブロック本部長への照会事項)				
			33	15行目2文字目ないし末尾及び16行目及び17行目の全て(近畿厚生局社会保険審査官から日本年金機構近畿ブロック本部長への照会事項)			○	
			34	19行目2文字目ないし末尾及び20行目及び21行目の全て(近畿厚生局社会保険審査官から日本年金機構近畿ブロック本部長への照会事項)			○	
			35	23行目2文字目ないし末尾及び24行目ないし26行目の全て(近畿厚生局社会保険審査官から日本年金機構近畿ブロック本部長への照会事項)			○	
10	審査請求に係る資料の提出について(依頼)	88	36	18行目4文字目ないし末尾(近畿厚生局社会保険審査官から日本年金機構近畿ブロック本部長への照会事項)			○	

11	(別紙) (審査請求事件: 平成26年度第1 350号)	89	37	6行目2文字目ないし末尾及び7行目ないし14行目の全て(近畿厚生局社会保険審査官から日本年金機構近畿ブロック本部長への照会事項)			○	
			38	15行目4文字目ないし末尾及び16行目全て(近畿厚生局社会保険審査官から日本年金機構近畿ブロック本部長への照会事項)			○	
			39	18行目4文字目ないし末尾及び19行目全て(近畿厚生局社会保険審査官から日本年金機構近畿ブロック本部長への照会事項)			○	
			40	21行目4文字目ないし末尾及び22行目全て(近畿厚生局社会保険審査官から日本年金機構近畿ブロック本部長への照会事項)			○	
			41	24行目4文字目ないし末尾及び25行目全て(近畿厚生局社会保険審査官から日本年金			○	

				機構近畿ブロック 本部長への照会事 項)				
			4 2	2 7 行目 4 文字目 ないし末尾及び 2 8 行目及び 2 9 行 目の全て (近畿厚 生局社会保険審査 官から日本年金機 構近畿ブロック本 部長への照会事 項)			○	
		9 0	4 3	1 行目 2 文字目な いし末尾及び 2 行 目ないし 7 行目の 全て (近畿厚生局 社会保険審査官か ら日本年金機構近 畿ブロック本部長 への照会事項)			○	
			4 4	9 行目 2 文字目な いし末尾及び 1 0 行目ないし 1 3 行 目の全て (近畿厚 生局社会保険審査 官から日本年金機 構近畿ブロック本 部長への照会事 項)			○	
			4 5	1 5 行目 2 文字目 ないし末尾及び 1 6 行目及び 1 7 行 目の全て (近畿厚 生局社会保険審査 官から日本年金機 構近畿ブロック本 部長への照会事			○	

				項)				
			46	19行目2文字目 ないし末尾及び2 0行目及び21行 目の全て(近畿厚 生局社会保険審査 官から日本年金機 構近畿ブロック本 部長への照会事 項)			○	
			47	23行目2文字目 ないし末尾及び2 4行目ないし26 行目の全て(近畿 厚生局社会保険審 査官から日本年金 機構近畿ブロック 本部長への照会事 項)			○	
12	回答書	96	48	5行目2文字目な いし末尾及び6行 目ないし11行目 の全て(近畿厚生 局社会保険審査官 から日本年金機構 近畿ブロック本部 長への照会事項)			○	全て
			49	13行目の全て (日本年金機構近 畿ブロック本部長 から近畿厚生局社 会保険審査官への 回答)			○	全て
			50	14行目2文字目 ないし末尾及び1 5行目ないし19 行目の全て(近畿			○	

				厚生局社会保険審査官から日本年金機構近畿ブロック本部長への照会事項)				
			5 1	2 1 行目及び 2 2 行目の全て (日本年金機構近畿ブロック本部長から近畿厚生局社会保険審査官への回答)			○	
	9 8		5 2	7 行目及び 8 行目の全て (近畿厚生局社会保険審査官から日本年金機構近畿ブロック本部長への照会事項)			○	
			5 3	1 1 行目の全て (日本年金機構近畿ブロック本部長から近畿厚生局社会保険審査官への回答)			○	
			5 4	1 4 行目及び 1 6 行目の全て (近畿厚生局社会保険審査官から日本年金機構近畿ブロック本部長への照会事項)			○	
			5 5	1 9 行目の全て (日本年金機構近畿ブロック本部長から近畿厚生局社会保険審査官への回答)			○	
		1 2 4	5 6	7 行目の全て (日			○	

				本年金機構近畿ブロック本部長から近畿厚生局社会保険審査官への回答)				
			57	13行目ないし15行目の全て(日本年金機構近畿ブロック本部長から近畿厚生局社会保険審査官への回答)				○
		125	58	3行目の全て(日本年金機構近畿ブロック本部長から近畿厚生局社会保険審査官への回答)				○
			59	6行目及び7行目の全て(日本年金機構近畿ブロック本部長から近畿厚生局社会保険審査官への回答)				○
			60	10行目及び11行目の全て(日本年金機構近畿ブロック本部長から近畿厚生局社会保険審査官への回答)				○
			61	14行目の全て(日本年金機構近畿ブロック本部長から近畿厚生局社会保険審査官への回答)				○
		126	62	3行目ないし5行				○

				目の全て（日本年金機構近畿ブロック本部長から近畿厚生局社会保険審査官への回答）				
			63	8行目の全て（日本年金機構近畿ブロック本部長から近畿厚生局社会保険審査官への回答）			○	
			64	11行目及び12行目の全て（日本年金機構近畿ブロック本部長から近畿厚生局社会保険審査官への回答）			○	
13	FAX 送付状	127	65	6行目12文字目及び13文字目（特定事業場の担当者氏名）	○			
14	（別紙） （審査請求事件：平成26年度第1350号）	128	66	6行目2文字目ないし末尾及び7行目ないし15行目の全て（近畿厚生局社会保険審査官から特定事業場への照会事項）			○	
			67	16行目ないし20行目の全て（特定事業場から近畿厚生局社会保険審査官への回答）			○	
			68	21行目2文字目ないし末尾及び22行目の全て（近畿厚生局社会保険			○	

				審査官から特定事業場への照会事項)				
			69	23行目ないし26行目の全て(特定事業場から近畿厚生局社会保険審査官への回答)			○	
			70	33行目3文字目ないし6文字目(特定事業場の担当者氏名)	○			
			71	33行目(特定事業場の印影)		○		
15	FAX 送付状	129	72	14行目3文字目ないし末尾及び15行目の全て(近畿厚生局社会保険審査官から特定事業場への照会事項)			○	
			73	17行目ないし21行目の全て(特定事業場から近畿厚生局社会保険審査官への回答)			○	
			74	24行目ないし28行目の全て(特定事業場から近畿厚生局社会保険審査官への回答)			○	